

特許権	判決年月日	令和元年12月19日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成31年(行ケ)10053号		

○ 発明の名称を「二重瞼形成用テープまたは糸及びその製造方法」とする特許につき、当事者間で特許無効審判を請求しない旨の合意が成立していることから、原告は、特許法123条2項の「利害関係人」に当たらないと判断した事例

(事件類型) 審決(却下)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法123条2項, 135条

(関連する権利番号等) 登録第3277180号, 無効2018-800040号

判 決 要 旨

本件は、発明の名称を「二重瞼形成用テープまたは糸及びその製造方法」とする特許（登録第3277180号）の請求項1, 2, 4及び5に係る無効審判請求について、原告は「利害関係人」（特許法123条2項）に当たらないとして却下した審決に対する取消訴訟であり、原告は、取消事由として、請求人適格の判断の誤り及び手続違背を主張した。

本判決は、概要、以下のとおり判断して、原告の請求を棄却した。

1 請求人適格の判断の誤りについて

- (1) 原告と被告との間の和解契約（以下「本件和解契約」という。）2条は、「乙ら（原告ら）は、自ら又は第三者を通じて、無効審判の請求又はその他の方法により本件特許権（登録第3277180号）の効力を争ってはならない。ただし、甲（被告）が特許侵害を理由として乙らに対し訴訟提起した場合に、当該訴訟における抗弁として本件特許権の無効を主張することはこの限りではない。」と規定する。その文言によれば、原告が本件特許に対し無効審判を請求することは、およそ許されないことを定めた趣旨の条項であることを自然に理解できる。そして、双方の代理人弁護士が、それぞれ修正案を提案するなどして十分な協議を重ねて合意に至ったという交渉経緯に照らしても、上記のとおり解するのが妥当である。
- (2) 原告は、本件和解契約における和解金は、原告の過去の販売行為について本件特許権を行使しないことの対価として支払われるものであるから、本件和解契約は、実質的には、原告の過去の販売行為に関する特許権実施許諾契約であることを前提として、本件和解契約2条は、独占禁止法上の指針に反し、公正な競争を阻害するから無効であり、また、特許の無効理由の存在が明らかな場合には、不爭条項は無効であるなどと主張する。

しかしながら、本件和解契約における和解金は、原告らによる過去の侵害行為に対する被告の損害を填補する損害賠償金であって、本件特許権の実施を許諾することの対価としての性質を有するものでないことが明らかであるから、本件和解契約が実質的に特許権実施許諾契約の性質を有するものということとはできないのであって、原告の上記主張はその前提を欠くものである。

2 手続違背について

本件特許無効審判の審判手続においては、口頭審理が開かれることなく、書面審理により、本件審決がされたものである。

審判体は、被告が審判事件答弁書において本件和解契約の不爭条項を根拠に原告が本件特許無効審判の請求につき利害関係を有さず、請求人適格を欠くため、本件特許無効審判の請求は却下されるべきである旨を主張したのに対し、原告が審判事弁駁書において本件和解契約の不爭条項の効力の及ぶ範囲及びその有効性について反論し、請求人適格を有する旨を主張したことを踏まえて、審理を終結し、本件審決をしたのであるから、原告の反論の機会を奪ったものといえない。

したがって、口頭審理を経ることなく、書面審理によって本件審決をしたことが、審判長の合理的な裁量を逸脱したものと認めることはできない。